

発議第8号

北朝鮮による拉致問題及び特定失踪者問題の早期解決を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成22年6月23日提出

提出者 高山市議会議員 大 木 稔

賛成者 高山市議会議員 杉 本 健 三
島 田 政 吾
伊 鳶 明 博
水 門 義 昭
松 葉 晴 彦
佐 竹 稔
車 戸 明 良
中 箴 博 之
岩 垣 和 彦

北朝鮮による拉致問題及び特定失踪者問題の早期解決を求める意見書

日本政府が認定した17名の北朝鮮による拉致被害者のうち、5名が平成14年10月に帰国を果たされました。しかしながら、特定失踪者調査会の発表によれば、拉致の可能性を否定できない失踪者が、平成22年5月22日現在、公開されているだけで272名あり、その方々についてはいまだ消息がつかめておりません。

高山市においても2名が特定失踪者に認定されており、市民にとっても大変身近で不安な問題として関心が寄せられています。

北朝鮮政府は、拉致の事実を認めながらも、安否情報の提供や納得のいく説明を行わず、再会を待ち続ける家族にとって長くつらい日々が続いています。この間、家族の高齢化は進み、あるいは亡くなられる方も増えてきました。また、北朝鮮における生活環境や食糧事情は必ずしも良好とはいえない状況が伝えられており、対象者の健康状態も案じられるところ です。

問題解決の糸口がつかめないまま時間だけが経過してゆくなかで、再会が果たせた後の平穏な生活の期間をも考えれば、この問題を決着するための時間は多く残されてはおりません。対象者と家族との一刻も早い再会は日本国民全員の切なる願いです。

よって国におかれましては、一刻も早い北朝鮮による拉致と特定失踪者の問題解決に向け、以下の事項を積極的に推進されることを強く要望します。

記

1. 拉致問題は我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかわる重大な問題であり、拉致問題対策本部においては、新たな具体策を明示して引き続き拉致問題の解決に取り組むこと。
2. 拉致問題の風化は決して許されるものではなく、北朝鮮による人権の侵害を世界に訴え、強い意思を持って今後とも同国に問題解決を迫ること。
3. 特定失踪者の問題についても、北朝鮮政府に情報の提示を強く求め、引き続き解決に向けて取組みを強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

高 山 市 議 会